

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、審査庁から諮問説明書を添えて諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は、生活保護費をごまかして受給したことはなく、返還金が発生するはずはない。また、請求人らが遡及支給された本件年金受給額を現実取得したのは平成28年6月15日以降であり、本件返還請求期間中には本件年金を受給していない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求について、本件処分に係る返還決定額を5,402,555円と決定した部分のうち、5,247,695円を超える部分は取消しを求める審査請求は理由があるから、行政不服

審査法 46 条 1 項の規定を適用して取り消すべきであり、その余の部分に係る審査請求については理由がないから、同法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 31 年 1 月 30 日	諮問
平成 31 年 3 月 18 日	審議（第 31 回第 3 部会）
平成 31 年 4 月 16 日	審議（第 32 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書、諮問説明書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定する。

法 5 条は、上記の法の規定は、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならないと規定する。

また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定し、「生活保護法による保護の基準」

（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

そして、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されている。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5・答(1)によれば、法63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている。

もともと、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合として、当該世帯の自

立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないものとし（問答集問13-5・答(2)）、返還額の決定は、そのような決定を相当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うものされている（同・答(3)）。

(3) 年金に係る資力の発生時期について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、年金については、その実際の受給額を認定することとされ、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、既往分の年金が一括して支給された場合について、年金受給権が生じた日から法63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととし、資力の発生時点が保護の開始前となる場合であっても、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意することとされている（問答集問13-6・答(1)参照）。

(4) 法63条による返還請求と消滅時効について

ア 問答集問13-18・答

保護に要する費用を支弁した市町村は、資力の発生の事実

があったとき以降いつでも、保護の実施機関が決定した額について法律上の返還請求権を行使できるので、その消滅時効の起算点も「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」となり、この返還請求権の消滅時効期間は5年間（地方自治法236条）であるので、実際に当該請求権を行使する日、すなわち、法63条に基づき返還額の決定をする日前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱うものとされている。

イ 運用事例集

「生活保護運用事例集2017（東京都福祉保健局生活福祉部保護課）」（以下「運用事例集」という。）によれば、法63条による支給済み保護費の返還請求は、5年を限度として遡及して行うことができるところ（運用事例集・問11-16）、「資力の発生が5年以前であり、かつ、資力の具体化が5年以内である場合」の取り扱いについて、「過去5年間に支給した保護費が返還対象となる」ものであり、5年以前に資力の発生時点がある場合に、支給済み保護費の返還を求めることができないと解してはならないとされ、具体的には、資力が具体化した日（又は返還決定に係る通知が相手方に到達する日）から5年が遡及限度となり、同日を返還対象期間の始期として、具体化した資力と支給済み保護費の比較を行い、法63条による返還を求めることとされている（運用事例集・問11-8-2）。

2 本件処分について

- (1) 請求人らは、平成8年4月3日から法に基づく保護を受けていたところ、処分庁の担当者は、①請求人が受給資格を取得した本件老齢年金の平成23年2月支給分から平成28年5月相当分までの合計140万1956円が平成28年6月15日に請

求人の口座に振り込まれたことを確認したこと、及び②長男が受給資格を取得した本件障害年金の平成23年2月支給分から平成28年5月支給分までの合計417万2831円が長男の口座に振り込まれたことを平成28年8月15日確認したことがそれぞれ認められる。

- (2) 法63条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還により生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられる（1・(2)の判例を参照）ことから、被保護者に資力が発生したと認められる以上、当該資力に対して法63条の規定を適用しなければならないものである（1・(2)の問答集の回答を参照）。

そして、本件年金が実際に請求人らの口座に振り込まれたのは平成28年6月15日及び同年8月15日であることから、本件年金に係る請求人らの資力が具体化したといえるのは、上記各日ということになるが、被保護者が老齢基礎年金、老齢厚生年金及び障害厚生年金の支給を受けた場合、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は各年金受給権の発生時点であるとされていること（1・(3)を参照）に照らすと、請求人らが支払を受けた平成23年2月支払分以降の本件年金については、平成23年2月以降の各月を資力の発生時点として、法63条に基づく返還額の決定の要素となる資力が発生したものと認めるべきものと解される。

- (3) そうすると、本件は、運用事例集・問11-8-2の「資力の発生日が5年以前であり、かつ、資力の具体化が5年以内である場合」に該当するものとして、法63条による返還を求めることになるところ、処分庁は、平成30年1月12日に行われたケース診断会議において、返還対象期間の始期を同月から5年を遡及した平成25年2月1日、返還対象期間の終期を平成

28年5月31日として、法63条に基づく返還請求を行うことを決定したことが認められる。

もっとも、本件処分は実際には平成30年3月9日付けで行われ、本件処分通知書は同月中に請求人に送付されているから、処分庁が返還請求権を行使したといえるのは請求人に本件処分通知書が到達した平成30年3月中となる。この点、本件処分は平成30年3月9日付けの決定通知書により本人に通知されたところ、本件審査請求書において、請求人は本件処分を知った日を同年3月20日としており、同日には本件処分通知書が届いていることが認められる。したがって、処分庁は少なくとも請求人が本件処分を知った日の翌日である平成30年3月21日から5年を限度に遡及して保護費の返還を請求することができるかと解するのが相当である（問答集問13-18・答（上記1・(4)ア）参照）。

そこで、平成25年3月21日を始期として平成28年5月31日までに請求人に対して支給済みの保護費と本件年金が請求人らの口座に振り込まれたことにより具体化した資力の額を比較すると別紙のとおりとなり、平成25年3月21日から平成28年5月31日までの期間に請求人に支給した支給済保護費（平成25年3月分は日割計算により算出）の合計額（55万8千375円6角）は、本件年金の受給額（55万7千478円7角）を上回る。

そうすると、処分庁が、請求人の資力として認定した本件年金の受給額（55万7千478円7角）の全額を平成25年3月21日から平成28年5月31日までの期間に請求人らが受給した本件年金の受給額の合計額（55万7千478円7角）に相当する支給済保護費の額とし、そこから、自立更生に充てる額として認定した額（17万2千232円）を減じて得た額54万0千2

555円を本件返還決定額としたことにつき、返還決定額の誤りは認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

なお、本件処分通知書には返還対象期間が平成25年2月1日から平成28年5月31日までと記載されているが、別紙に示したとおり、平成25年2月分の支給済保護費からの返還対象金額は0円と、同年3月分の支給済保護費からの返還対象金額は4万9876円とそれぞれ認定されるべきものである。この認定を前提とすれば、本件処分における返還決定額には誤りは認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、生活保護費をごまかして受給したことはなく、返還金が発生するはずはないと主張するところ、法63条に基づく返還義務が成立するためには、受給が不正の手段によることは要件ではないから、本件処分の効力は、被保護者が保護費をごまかして受給したか否かにより左右されるものではないことは、上記1・(2)に示したとおりである。また、請求人らが遡及支給された本件年金の受給額を現実を取得したのは平成28年6月15日以降であり、本件返還請求期間中に本件年金の受給額を受領していないと主張するが、年金の一括支給に係る資力の発生時期の認定は、上記1・(3)に示すとおりであるから、本件処分に係る処分庁による本件年金に係る資力発生時期の認定には誤りはない。

したがって、請求人の主張はいずれも理由がなく、認めることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙（略）